

連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書

連 結 特 定 同 族 会 社 の 連 結 留 保 金 額 から 控 除 す る 連 結 留 保 控 除 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書		連 結 年 度	法人名	連 結 年 度	連 結 留 保 控 除 額		
積 立 金 基 準 額 の 計 算	連結親法人の期末資本金の額 又は出資金の額	1	円	所 得 基 準 額 の 計 算	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	15	円
	同上の25%相当額	2			被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34」)	16	
	期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)-(別表三の二「12」)	3			連結中間申告における繰戻しによる還付に係 る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四の二「44」)	17	
	期中 適格合併等により増加した連 結利益積立金額	4			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床 探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表三「21」の合計額)	18	
	増 適格分割型分割等により減少 した連結利益積立金額	5			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の損金算入額 (別表三の二付表三「22」の合計額)	19	
	減 期末連結利益積立金額 (3)+(4)-(5)	6			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の金額の益金算入額 (別表三の二付表三「23」の合計額)	20	
	計 積立金基準額 (2)-(6)	7			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「17」)	21	
	定 額 基 準 額 $2,000\text{万円} \times \frac{\quad}{12}$	8			国家戦略特別区域における指定 法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表三「25」の合計額)	22	
	所 得 基 準 額	9			採用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二(二)「22」+「35」+「38」+「 41」+「44」)又は別表十の二(二)「51」)	23	
	非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「45」)	10			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表三「27」の合計額)	24	
	外国子会社等から受ける剰余金 の配当等の益金不算入額 (別表三の二付表三「13」の合計額)	11			連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二(三)「10」)	25	
	受贈益の益金不算入額 (別表四の二「9」)	12			課税対象金額等の益金算入額 (別表三の二付表三「29」の合計額)	26	
	受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)	13			連結所得等の金額 (9)-(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+ (15)+(16)-(17)+(18)+(19)-(20)+ (21)+(22)+(23)+(24)+(25)-(26)	27	
	法人税額の還付金等(過誤納及び中間 納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「22」+「25」)	14			所 得 基 準 額 (27)×40%	28	
			連 結 留 保 控 除 額 (7)、(8)又は(28)のいずれか多い金額)	29			